

鉄筋溶接継手工法認定要綱

1. 目的

本鉄筋溶接継手工法認定要綱(以下、「認定要綱」とする)は、一般社団法人エンクローズ溶接協会(以下、「本協会」とする)が、申請者の依頼に基づいて行う鉄筋溶接継手工法(以下「工法」とする)を認定するための審査及び評価の方法について必要な要件を定め、当該工法の認定を行い、公表し、工法に関する信頼性の向上に寄与することを目的とする。

2. 工法認定の実施における基本方針

工法認定のための審査及び評価は、平成 12 年建設省告示第 1463 号の 1 の但し書きに該当する A 級継手であることを確認するため、本要綱により、公正かつ適正に行う。

3. 工法認定の対象

本要綱に定める工法認定は、「鉄筋継手性能判定基準(2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書)」の別添 1 の 2 の規定する A 級継手の性能を有する工法を対象とする。

4. 認定審査の種類

1) 新規審査

新たに工法の認定を受けるための審査で、書類審査及び立会審査とする。

①書類審査:本協会が審査において行う申請者より提出された書類の審査

②立会審査:本協会が審査において行う継手性能確認試験に立会う審査

なお、審査の結果、本協会が必要と認めた場合は追加審査を実施する。

2) 更新審査

認定された工法の認定期間内に、認定期間の延長の可否を判断するための審査で、書類審査を実施する。なお、審査の結果、本協会が必要と認めた場合は、追加審査を実施する。

3) 変更審査

認定された工法の認定期間内において、認定された工法に係わる重大な変更がある場合は、新規審査に準じて審査を行う。

4) 追加審査

新規審査及び更新審査において提出書類に疑義等があり、本協会が必要と認めた場合に行う 書類審査及び立会審査とする。

5. 申請要件

工法の認定を希望する申請者は、次の要件を満足しなければならない。

- 1) 事業の目的に鉄筋の溶接継手を施工することが記載されていること。
- 2) 本協会の会員であること。なお、会員外であっても申請と同時に入会手続きを行っている場合は可とする。
- 3) 本認定要綱に定められた全ての事項に適合していること。

6. 認定申請方法

申請者は、次の手続きにより申請しなければならない。

- 1) 申請は、表1に挙げる書類を正副各1部提出する。
- 2) 申請は随時受け付ける。
- 2) 変更申請は、その変更内容を当初申請時と比較・明記する。

表1. 提出書類

書類名	申請種別			摘要	様式
	新規	更新	変更		
鉄筋溶接継手工法認定申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		ENAM01
誓約書	<input type="radio"/>				ENAM02
工法概要・特徴書	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	評価事項、評価内容(適用範囲等)を記載	任意
工法施工要領書	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	鉄筋、材料、溶接条件、使用機器、資格者、溶接作業、検査方法等を記載	任意
工法作業手順書	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	施工における安全管理を含む手順書	任意
性能確認試験成績書	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	本協会が指定した試験(鉄筋継手性能判定基準による)	任意
工法運用における報告書		<input type="radio"/>		工事実績、検査記録等本協会が指定した書類	任意

7. 審査

工法認定に伴う審査は、本要綱に定める審査基準による。

- 1) 新規及び更新の審査は、申請受理後1ヶ月以内に行う。また、審査機関は申請の受理日から1年以内とする。
- 2) 新規の場合は、提出された申請書及び申請書類等による書類審査、確認試験に立会う立会審査とする。

3)新規及び更新の場合は、提出を受けた申請書類等に疑義がある場合は、追加審査を実施する。

8. 審査基準

審査基準は以下による。

- 1)提出された施工要領書等で本協会の鉄筋溶接継手管理指針及び法令に準拠していることを表2に基づき審査する。
- 2)継手性能確認試験により所定の性能が確認できることを審査する。なお、継手性能確認試験内容は原則として表3による。ただし、他団体の評定等を保有する工法は、本協会の判断により試験内容を変更する場合がある。

表2. 鉄筋溶接継手管理指針準拠項目確認事項

	確認する事項	備考
一般事項	①工法名	
	②管理・責任施工	
	③準拠図書 ・鉄筋溶接継手管理指針 ・鉄筋継手性能判定基準 ・関連する日本工業規格	
	④材料	工法に適用される材料
	⑤溶接機器	
	⑥溶接治具	
	⑦品質管理	
	⑧工法の管理者	
	⑨工法の作業者	
溶接施工	①施工前試験	試験内容
	②溶接前準備	
	③溶接条件	電流・電圧・開先等
	④溶接作業	手順書等
	⑤作業環境	
検査事項	①検査の内容	
	②検査不合格の処置	
	③検査記録	帳票等

表 3. 繰手性能確認試験

試験種別	適用内容	試験数量	判定基準
一方向繰返し試験	申請範囲内の鉄筋の種類 SD490、SD390 申請範囲内の鉄筋の呼び名 最大径・中間径・最小径 申請範囲内の溶接姿勢 下向、横向	各 3 本	母材破断
表曲げ試験		各 3 本	折損なし
裏曲げ試験		各 3 本	折損なし

9. 評価内容

前述「8. 審査基準」をすべて満足した場合、認定と評価する。

10. 認定の決定及び認定の通知

- 1) 認定の決定は、理事会が本協会の審査結果報告をもとに、認定の可否を決定する。
- 2) 認定の可否を決定した後、遅滞なく申請者へ結果を通知する。

11. 認定有効期間

認定の有効期間は、5年間とする。

更新を申請する場合は、認定書の有効期間満了 6ヶ月前までに本認定要綱に定める申請を行わなければならない。

12. 認定取得者の責務

- 1) 認定取得者は、次の各項を遵守しなければならない。
 - ① 認定された工法の施工要領書等に従い、施工体制及び品質管理体制を維持しなければならない。
 - ② 認定書が不適切に使用されないよう適切に維持及び管理を行う。
 - ③ 法令等の改正により、認定書内容がその技術基準に適合しなくなった場合は、速やかに本要綱に定める認定内容の変更を申請しなければならない。
- 2) 本要綱に定めた責務を履行しなかった場合、本協会は認定書の使用に関して一切の責任を負わない。

13. 認定内容の変更

認定取得者は、認定時点の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更事項等を明確にして、本協会に対し、表 1 に示す書類を提出しなければならない。

14. 認定範囲及び帰属

- 1) 理事会の承認を受けた者を当該工法認定取得者とする。
- 2) 工法の認定範囲は、認定時点の申請内容の範囲内とする。
- 3) 認定に係わる認定範囲及び帰属は、認定書に記載する。

15. 認定書

工法認定を取得した者には、鉄筋溶接継手工法認定書を発行する。なお、認定書には、次の事項を記載する。

- 1) 工法名
- 2) 申請者名
- 3) 認定番号
- 4) 有効期間
- 5) 継手の性能
- 6) 確認事項
- 7) その他

16. 認定の取消し

- 1) 次の場合、認定を取消し、認定を取得者へその旨を通知する。
 - ① 本認定細則に定める 12. (1) の責務を果たさなかった場合
 - ② 認定期間が満了した場合
 - ③ 虚偽又は不正があった場合
 - ④ 認定要件が満足できない場合
 - ⑤ 協会の名誉を傷つける事由が発生した場合
 - ⑥ 誓約書の内容が守られていない場合
- 2) 本項による認定の取消しが決定した場合は、速やかに現有する各認定書を協会へ返還しなければならない。この際、申請時に提出された書類は返還しない。

17. 異議申立て

- 1) 本協会は、工法認定に対して異議申立てがあった場合は、その異議申立てを受理し、速やかに本協会から審議委員を選任し、その対応にあたることとする。
- 2) 異議申立ては、通知後、10 日以内に限り協会に対して書面をもって行うことができる。ただし、一案件に関して、一回を限度とする。

18. 申請料、審査料及び認定料

新規、更新及び追加審査における申請料、調査料及び認定料は、別に定める本協会料金表による。料金納付についての注意事項は以下による。

- 1) 申請料は、申請時点で同時に支払う。

- 2) 認定料は、認定の通知が届いた時点で速やかに支払う。
- 3) 申請料、審査料は、認定に至らなかった場合でも返却しない。
- 4) 審査料以外に、申請者の事由により審査を担当する委員の増員等の費用が発生した場合は、申請者の負担とする。
- 5) 立会審査における試験費用等の負担は、申請者の負担とする。

19. 実施細則の改正又は廃止

本要綱の改正又は廃止は、理事会の議決による。

附 則

1. 本要綱の施行は、2020年2月22日に制定し、同日より施行する。

2020年02月22日制定